

2020. 5月号 第412号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

<相談受付> ☎ 188(いやや!)
☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を!

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。



だまされないで!
「給付金詐欺」にご注意!!

センターからのアドバイス

給付金の詐欺に注意!

・市役所や総務省などが以下を行うことは絶対にありません。

- ✕ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✕ 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ✕ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

暗証番号、通帳、マイナンバー、口座番号、キャッシュカードは絶対に教えない、渡さないでください。

「あやしいな?」と思ったらお近くの警察署や消費生活センターへご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、来所による消費生活相談は休止とし、電話相談のみとさせていただきます。

新型コロナウイルス対策に便乗した不審な電話にご注意ください

【相談事例】

保健センター職員と名乗り、「マスクやPCR検査キットを送付するため、家族構成を教えてください」という電話があったが、どうしたらよいか。



【アドバイス】

保健センター職員が、マスクやPCR検査キットの送付のために家族構成を聞き出すことは、絶対にありません！少しでもあやしいと感じたら、すぐに電話を切り、応じないようにしましょう。公的機関や実在する企業等をかたり、消費者の個人情報を読み出したり、所在確認をしようとする不審な電話（アポ電）には、ご注意ください。

マスク等、身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください

政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

●身に覚えのない商品が届いたら・・・

商品が届く前に、事業者からの電話連絡はありましたか。



はい

いいえ

送付された商品の売買契約の勧誘はありましたか。

いいえ

はい

上記の売買契約の締結を申し込みましたか。

いいえ

はい

★商品が届いた場合でも、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ（※）ができます。書面を受け取っていないければいつでも可能です。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★売買契約は成立していません。

お金を払ってはいけません。

事業者にも連絡する必要はありません。

★商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間経過したときは、商品を自由に処分してもかまいません。

その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。

慌てて事業者にも連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経過してから処分しましょう！

・引用元：消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html



●新型コロナウイルス対策に伴うイベントの中止・延期について

消費生活センターでは以下のイベントを予定していましたが、現在の状況を鑑み「中止・延期」とさせていただきます。大変申し訳ございません。

【中止】

その手はくらワン！駅街頭PR活動

石けんキャンペーン(5月市役所・6月北部支所)

【延期(開催時期は未定)】

「甘いバナナの苦い現実」講演会



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。